

IDFB 会員の皆様へ、

最近、中国への輸出登録を行った外国企業数社に、中国税関から港湾における不適格品に関する説明と警告の通知が届きました。

中国への羽毛輸入に支障をきたさないよう、以下の通りお知らせいたします。

1. ウォッシュドダウンとフェザーを中国に輸出する加工会社は、品質管理をしっかり行い、フェザーの輸入を確実にする必要があります。

中国に輸出する加工会社は、品質管理を徹底し、羽毛にカビ、腐敗、劣化、変質、明らかな動物の糞、他の動物の組織、血栓、その他の汚染物質がないことを確認する必要があります。

2. 出荷前に、加工会社は検査を行い、羽毛の清浄度が $\geq 50\%$ 以上であることを確認する必要があります。

もし輸出者が何回も清浄度検査で不適格となった場合、中国税関は一定の懲罰措置を講じます。

3. 清浄度が不適格となった商品については、鳥インフルエンザの検査が必要となります。その検査で陰性であった場合、燻蒸処理を行った後、貨物は出荷することができます。陽性であった場合は、返品または廃棄を通知されます。

清浄度 $\geq 50\text{mm}$ の検査指標は、中国における羽毛輸入の最低条件です。

品質上の問題から、返品、破棄、「固形廃棄物」と判断され、罰金、あるいは登録抹消などの処分を受けることを避けるため、中国でのダウン輸入の最低条件となっています。

中国にダウンやフェザーを輸出する外国企業の登録取り消しなどの処分を受けることがないように、外国の加工・輸出企業には品質管理に十分な注意を払う必要があります。

2023 5月 17日

中国羽毛製品工業会